

令和 7 年度 いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、学校は、家庭や地域、関係機関、市（教育委員会含む）との連携を図り、防止に取り組む。

(1) いじめの定義について

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において以下のよう

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第 2 条）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめの被害を受けた生徒の立場に立つことが必要である。この際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を示す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。なお、「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめの被害を受けた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。また、いじめの被害を受けた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。

〔具体的ないじめの態様の例〕

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる。 など

◎いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応にあたる。

また、いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬ振りをする）」を含めたいじめの四層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

2. いじめの未然防止について

○いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題を克服していくためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点は何よりも重要である。生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

○学校の教育活動全体をととして、自他のよさや可能性を認め、お互いの人格を尊重し合える態度や社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことができるよう、人権教育の充実を図り、豊かな人権感覚を育む取組を推進する。また、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心を醸成する。

○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

◎具体的な取組

(ア) 人権集中学習や各学年での人権教育をととして、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるよう、全ての教育活動をととして豊かな人間性を育む。また、命の授業等で命の大切さについて考えさせる。

他人を思いやる心や規範意識などを育むため、道徳教育を推進する。

また、CAP教室等を開催し、暴力に対する意識を高める。

(イ) 話し合い活動等の学級活動、体育大会、文化活動発表会、クラスマッチ、宿泊行事への取組をととして、互いを尊重し、良さを認め合い、協力し合う集団づくりを行うなど、特別活動をととして望ましい人間関係を築く。

また、「あいさつ運動」の推進、標語やポスター作り等、生徒会が中心となっていく「いじめをなくす活動等」により、いじめを許さない集団づくりに取り組む。

(ウ) 生徒の居場所と出番のある授業づくり、教師の授業力の向上、静謐な学習環境づくり、学習規律の推進ほか、全ての教育活動において、自尊感情を高め、自他を大切にすることを育む。

(エ) 教職員一人ひとりが、日頃から生徒理解に努め、生徒が発するサインを見逃さず、生徒の変化をとらえていじめを見抜く力を身につけるため、生徒と触れ合う時間を多く作る。また、そのための教職員研修に取り組む。

(オ) 携帯電話を所持する子どもが低年齢化していることから、ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、ネットいじめ防止教室を実施し、発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施する。また、家庭や地域に対する携帯電話へのフィルタリング等も含めた啓発を積極的に行う。

3. いじめの早期発見について

○いじめの早期発見は、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化にも気付く力を高めることが大切である。このため、いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きににくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、また生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していく。

○いじめの早期発見のため、学校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、生徒の近くにいつでも教師が存在している環境づくり、スクールカウンセラーの活用、電話相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。また、保護者が子どもの小さな変化を見逃さないよう家庭におけるコミュニケーションを図る取組の啓発や、地域との連携を進める。

◎具体的な取組

- (ア) 学期に一回、担任との教育相談を実施する。
 - (イ) 学期に一回、生活アンケートを実施する。→生徒指導主事を最終的な相談窓口とする。
 - (ウ) 校内の定期的な巡回により、生徒に安心感を与え、生徒からのシグナルをキャッチしやすくする。
 - (エ) 家庭との連携を深くし、生徒の情報を共有する。
 - (オ) 生徒の発するいじめのサインを見逃さないように、全教職員の意識を高め、いじめの発見のための注意項目等を整理した「いじめ対応チェックシート」を全教職員に配付し、活用を促す。
 - (カ) 生徒・保護者を対象とした24時間電話相談「こころホーン」や教育センターでの教育相談、学校スクールカウンセラー等の周知を行う。
 - (キ) 学校における相談窓口、関係機関の連絡先を記載したカードやチラシの配付、ホームページへの掲載等によって、生徒や保護者に周知する。
- ◎日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう「いじめ対応チェックシート」等の活用によりアンテナを高く保つ。あわせて、学校は、定期的な「生活アンケート」や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

4. いじめに対する措置について

○学校がいじめを発見・認知した場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導するなど、組織的に対応することが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携して対応する。

○いじめを把握した場合の対処について、教育委員会作成の教職員向けのガイドラインや校内研修等をとおして、理解を深める。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を想定した研修を行う。

◎具体的な取組

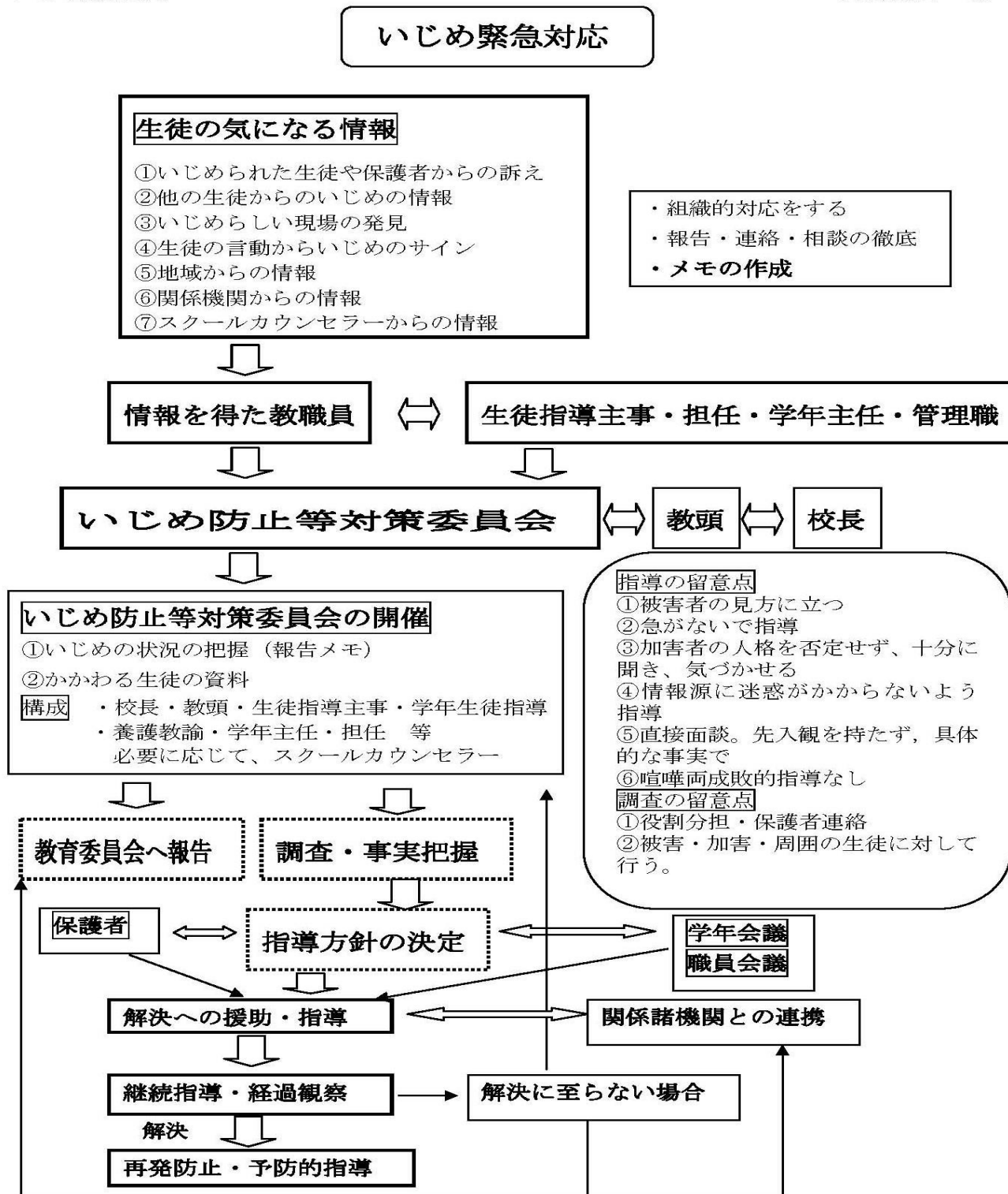
- (ア) 学校は、いじめを発見した場合、ただちに被害生徒を保護し、複数の教員で、被害生徒から事情を聞き取り、保護者とも連携し、対応する。加害生徒からも複数の教員で事情を聞き取り、事実関係を確認する。加害生徒の保護者への連絡を行う。
- (イ) 被害者、加害者本人と保護者を交えた謝罪と今後についての話し合いの場を持つ。
- (ウ) 必要時応じて、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けたり、別室指導体制を組む。
- (エ) 事態によっては、いじめに対応するため、教育委員会に必要な助言・指導を求めたり、指導主事等の派遣による支援や必要な調査・スクールソーシャルワーカー等の専門家による支援を要請し、いじめの解決のための対応に当たる。

- (オ) インターネットをとおして行われるいじめについては、場合によっては、教育委員会、警察や法務局等の関係機関と連携し、早期解決に向け対応する。
- (カ) いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合には、教育委員会に連絡し学校間の連携協力体制の調整を行い、いじめの解決を図る。

◎いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守りとおすとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめ緊急対応

中百舌鳥中一⑦



5. いじめの防止等の対策のための組織について

- 法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。
- 対策委員会は、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・各学年生徒指導担当をはじめ、校長が指名する教職員（必要に応じて、各学年主任、特別支援教育コーディネーター等）で基本的に構成し、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。また、内容・案件により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加について検討する。
- 対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のような役割を担う。
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、これらの共有化を図る中核としての役割
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、その情報をもとに、組織的に対応できる体制とする。いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。また、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに全て対策委員会に報告・相談するとともに、収集した情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、取組計画の進捗状況のチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてR-P-D-C-Aサイクルで検証を行う。

6. 家庭や地域、関係機関との連携について

- 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すために、学校は、家庭、地域との連携を深める。P.T.Aや地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進する。
- より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が連携・協働できる体制を構築する。
- ◎具体的な取組
 - (ア) 普段から保護者と連絡を取り合うなど人間関係づくりを図っておくとともに、いじめ等の発見があった場合には、保護者に直接会って説明し、保護者の意見を真摯に受け止め、誠意をもって対応する。
 - (イ) 保護者や地域に対する啓発を行い、学校のいじめの防止等の取組と課題を家庭・地域と情報共有するため、情報発信に努める。
地域の事情に応じて、P.T.Aや地域の関係団体等に対し、いじめの防止等のための体制づくりへの協力を求める。
- ◎関係機関との連携
 - 所轄警察署、堺市子ども相談所、北区子育て支援課等と連携を深めるため、日頃から、担当者間での情報交換を行う。
 - いじめの防止等を推進するために、学校は、教育委員会（市関係部局及び区役所等）と連携し、いじめ防止等や啓発などの取組をすすめる。

また、いじめの防止等の取組を効果的に行うために、警察ほか関係機関との適切な連携を行う。

そのため、日頃から、教育委員会、学校、市関係部局等及び関係機関の担当者間で、情報交換や連絡会議の開催し、情報を共有できるよう連携を定期的に行う。

7. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の意味について

いじめの「重大事態」は法において、以下のように定められている。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、上記に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめの被害を受けた生徒の状況に着目して判断する。次のようなケースが考えられる。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

「相当の期間」については、文部科学省「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校は、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

なお、重大事態への対処に当たっては、いじめの被害を受けた生徒や保護者からの申立てがあった時は、適切かつ真摯に対応する。

(2) 学校による調査

①重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会をとおして、市長に、事態発生について報告する。

(イ) 重大事態の調査

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同様の事態の発生の防止に資するために行う。

〔対象事案〕

- ・いじめにより、当該学校に在籍する生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査組織〕

学校に設置する「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、心理（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、福祉、弁護士等の適切な専門家を加え、調査を行う。

(ウ) 実施する調査の内容

学校が主体となる重大事態の調査は、アンケートの活用、その他の適切な方法により、

当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定のうえ、適切に調査を進める。

学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

（a）いじめの被害を受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの被害を受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙や聴き取り調査を行う。この際、いじめの被害を受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、アンケートの使用に当たり、個別の事案が広く明らかになり、いじめの被害を受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、加害の生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめの被害を受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校復帰に向けた支援や学習支援等を行う。

（b）いじめの被害を受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の意向を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、在校生や教職員に対するアンケートや聴き取り調査等が考えられる。

〔自殺の背景調査における留意事項〕

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。背景調査については、市、教育委員会の指導のもと行う。

②調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報の提供

学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、学校は、堺市情報公開条例及び堺市個人情報保護条例に則り、他の生徒や関係者のプライバシー及び個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

（イ）調査結果の報告

調査組織の調査結果については、学校より教育委員会に報告し、教育委員会をとおして、市長に報告する。

8. いじめ防止等に関する年間計画案について

○学校は、実態や実情を踏まえ、いじめの防止等の取組を記載した具体的な年間計画を作成する。計画は、どの学年のどの時期に、どのような取組を行うかなど、具体的な内容とする。また、作成については、児童生徒の代表、保護者や地域住民等の協力を得るなど、工夫する。

令和7年度 いじめ防止等に関する年間計画

堺市立中百舌鳥中学校

	1年	2年	3年			
4月	学級・仲間づくり 教育相談	学級・仲間づくり 教育相談	学級・仲間づくり 教育相談	学校教育重点目標 学力向上プラン 授業参観	道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会
5月	班で議論し学習 校外学習	班で議論し学習 校外学習	班で議論し学習 修学旅行	学校評価計画	道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会
6月	スマホ・ケータイ 安全教室 生活アンケート	スマホ・ケータイ 安全教室 生活アンケート	スマホ・ケータイ 安全教室 生活アンケート	学校保健校内研修	道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会
7月	クラスマッチ 1学期の振り返り 保護者懇談	クラスマッチ 1学期の振り返り 保護者懇談	クラスマッチ 1学期の振り返り 保護者懇談	参観フリーデー 学校協議会	道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会(学期 の点検・評価)
8月	教員研修 生徒会の集い 生徒会の取組	教員研修 生徒会の集い 生徒会の取組	教員研修 生徒会の集い 生徒会の取組	小中合同研修 基本方針のチェック	平和学習	学年、分掌会議
9月	文化活動発表会に 向けたクラス合唱	文化活動発表会に 向けたクラス合唱	文化活動発表会に 向けたクラス合唱	教員全員による研究授業 授業力向上 生活指導校内研修 参観フリーデー 学校協議会	道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会
10月	体育大会に向けた 集団競技・演技	体育大会に向けた 集団競技・演技	体育大会に向けた 集団競技・演技		道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会
11月	教育相談 キャリア教育 生活アンケート	教育相談 キャリア教育 生活アンケート	教育相談 進路懇談 生活アンケート		道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会
12月	人権集中実践 学校教育アンケート 2学期の振り返り 保護者懇談	人権集中実践 学校教育アンケート 2学期の振り返り 保護者懇談	人権集中実践 学校教育アンケート 2学期の振り返り 保護者懇談		人権学習 道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会(学期 の点検・評価)
1月	教育相談	教育相談	教育相談	学校評価(内部評価)	道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会
2月	生活アンケート	校外学習 生活アンケート	命の授業 生活アンケート	学校協議会・学校評価 (学校関係者評価)	人権学習 道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会
3月	3学期の振り返り 学年まとめ	3学期の振り返り 学年まとめ	卒業に向けて 学年まとめ	基本方針の見直し	道徳 各教科	いじめ防止等対 策委員会(年度 等の点検・評価)